

序章

第1節 計画作成の目的と役割

1 計画作成の背景

■ “筆の都” に代表される産業と歴史的・文化的環境、そして連綿と続く先人の足跡

熊野町は、江戸時代後期から200年近く続く毛筆製造を礎に、その技術は画筆・化粧筆の製作に生かされ、毛筆・画筆・化粧筆の生産量は国内一を誇り、“筆の都”として広く知られている。本町の最上位計画である第6次熊野町総合計画では、「ひと まち 育む 筆の都 熊野」を将来像としている。

加えて、本町では、遺跡や建造物、古文書、民俗芸能、石碑、伝承、巨樹等の指定・未指定、有形・無形の文化財^{※1}を通じて、旧石器時代から連綿と続く人々の足跡を確認することができる。



P-1 筆塚 揮毫は池田勇人内閣総理大臣
(第58・59・60代)

これらのうち筆づくりは、産業の基盤であると同時に、その伝統的な技術や道具、生産品、顕彰する石碑等は本町の歴史文化を象徴する存在でもあり、観光、交流、教育、生活文化（筆まつり、その他の行事等）の基軸ともなっている。

また、筆づくりをはじめ様々な文化財やそれを取り巻く環境は、郷土への誇りや愛着を醸成する重要な役割を担うとともに、地域の活性化における重要な資源でもある。

■文化財を取り巻く厳しい状況

本町においても、少子高齢化が進み、伝統行事の担い手の不足、空き家の増加、伝統的建造物の老朽化や毀損・滅失、耕作放棄地の増加と田園景観の変化等、文化財を取り巻く厳しい状況が顕在化している。また、文化財の所有者等（保持者・管理者を含む）や行政だけでは、文化財の継承が困難になりつつある。

とりわけ、未指定文化財は、部分的に把握しているものの、価値や詳細な内容が把握できていないものが大多数である。これら把握できていない未指定文化財は膨大な数にのぼると考えられ、継承が難しくなっているもの、劣化・滅失が懸念されるもの、存在が忘れ去られそうなものが多数あると推定される。

さらに、本町の歴史を読み解くと、数々の災害に見舞われてきたことを知ることになる。近代以降では、明治40年(1907)7月の大水害、昭和20年(1945)9月の枕崎台風、平成11年(1999)6月の三石山土砂崩れ、平成30年(2018)7月の豪雨、特に、平成30年(2018)7月の豪雨では、12名の尊い命が犠牲になっている。こうした災害は人的・物的な被害をもたらし、その中には文化財も含まれることになる。

※1 文化財

本来の文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すものである（文化審議会文化財分科会企画調査会報告書 平成19年10月）。

■文化財保護法の改正と文化財保存活用地域計画作成の必要性

平成30年(2018)6月8日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成31年(2019)4月1日に施行された。この法改正により、「都道府県による文化財保存活用大綱の策定」、「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」などが規定された。

法改正の要旨は「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財行政の推進力の強化を図る。」(文化財保護法改正の概要：文化庁平成30年7月)とされている。

本町としても、文化財行政を効果的・効率的に進めるためには、文化財保存活用地域計画を作成する必要がある。

■熊野町として計画的かつ実効性を持って文化財の保存・活用に取り組むことの必要性

こうした中、“筆の都”を軸とした文化財の保存・活用、郷土館の有効活用、文化財を取り巻く様々な状況への対応を図るためには、文化財の所有者等や行政だけでなく、住民・地域団体等の参加のもと、地域ぐるみで取り組むことが重要となる。また、本町の厳しい財政状況を鑑みると、国をはじめとした様々な補助・支援制度の活用による事業費の確保に努めつつ、文化財行政を効率的・効果的に進めなければならない。

このため、本町として指定・未指定、有形・無形の文化財の保存・活用に、計画的かつ実効性を持って取り組む必要がある。

2 計画作成の目的

前述の背景を踏まえ、文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランとして「熊野町文化財保存活用地域計画」(以下、「本計画」という。)を作成する。

本計画を作成・推進することで、地域ぐるみで文化財の保存・活用を進めるとともに、文化財を通じた多様な交流やまちづくりの促進、住民の郷土への誇りと愛着の醸成につなげる。

3 計画の対象

本計画では、町内に所在する文化財保護法第2条が規定する6類型の文化財、及び埋蔵文化財、文化財の保存技術を対象とし、これらの中には未指定文化財を含む。

さらに、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、文化財と同等に取り扱い対象とする。例えば、本町においては、伝統的に継承されてきた「暮らしや生業の音・香り」、「地名」、「方言」等が想定できる。

なお、本計画では、第3章において「熊野町の歴史文化の特性」を記すことになるが、ここでいう「歴史文化」とは、「現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念」である。したがって、文化財が存在する環境(周辺環境)を本計画の対象に含めることとする。例えば、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を眺望する視点場(視点場が名勝地等である場合を除く)、文化財を支える人々の活動等が想定できる。

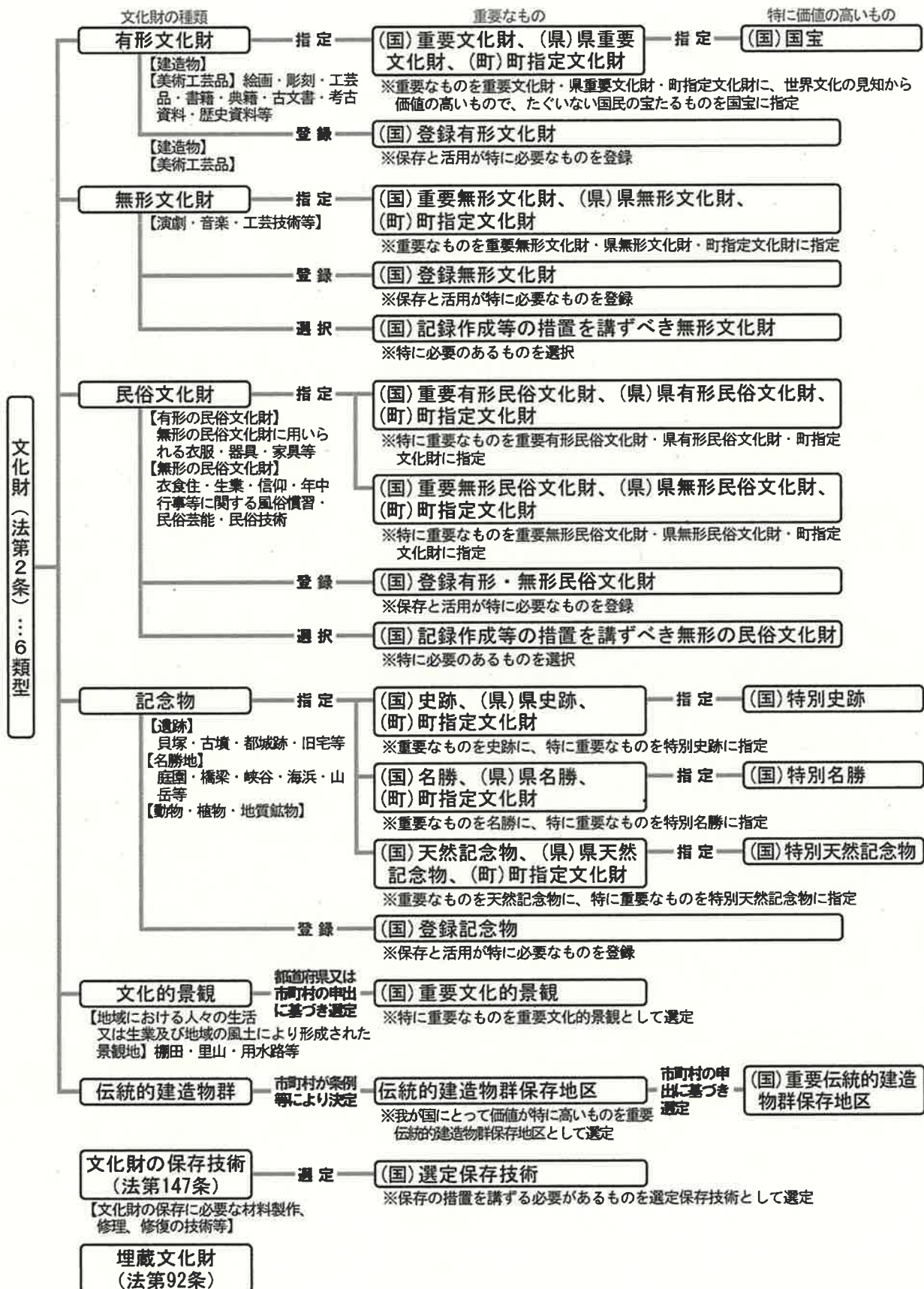


図2 文化財の体系

4 広域的及び国際（地球）的な視点

（1）文化財の保存・活用における広域的な視点

本町の文化財及び歴史的環境のうち次の点は、町域を越えてつながり合った代表的・特徴的な事項である。本計画では広域的な連携の主要な資源としても捉え、措置や体制づくりに反映する。

■熊野筆を通じた広域的な交流の歴史と遺産

熊野での筆づくりは行商を伴う産業であり、行商を通じて諸国の文人墨客とも交流があった。

筆は大きく分けて、穂首部分と軸部分に分けられ、いずれの原材料も本町では生産されていない。前者の原材料となる動物の毛は、ほとんどが中国をはじめ北アメリカ（カナダ）等から輸入されている。後者の原材料となる竹や木は、岡山県や島根県、兵庫県から調達したり、中国、台湾、韓国等から輸入したりしている。

また、熊野筆は毛筆産業としては初めて伝統的工芸品^{※2}の指定を受け、伝統的工芸品を通じた県内及び全国規模のつながり・交流を持っているとともに、熊野筆は全国に流通し、画筆や化粧筆は海外にも届けられている。

さらに、本町では、昭和6年(1931)から現在の全国書画展覧会の前身である全国書き方展覧会が、平成9年(1997)からは「筆の里ありがとうのちょっと大きな絵てがみ大賞」作品募集が行われ、全国から多くの作品が寄せられている。加えて、昭和10年(1935)から開催されている筆まつりは、町内外からの多くの人々で賑わっている。

こうした熊野筆を通じた広域的な交流の歴史と遺産及び現状を、文化財の保存・活用に生かす。

※2 伝統的工芸品

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号、以下「伝産法」という）に基づく経済産業大臣の指定を受けた工芸品のこと。

(2) SDGsを考慮した文化財の保存・活用

平成 27 年(2015) 9 月の国連サミットで採択された SDGs (持続可能な開発目標) は国際社会共通の目標であり、達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットが示されている。我が国においては、平成 28 年(2016) 5 月に総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」を設置し、「SDGs 実施指針」が決定され、令和 2 年(2020)12 月には『SDGs アクションプラン 2021』が決定されている。

また、本章第 2 節「2 上位計画・関連計画」で説明している「第 6 次熊野町総合計画」においても、国際社会の一員として SDGs の推進に貢献することは、世界レベルでの経済・社会・環境面における価値創造と持続可能なまちづくりにつながるとしている。

本計画においては、「第 6 次熊野町総合計画」において明らかにしている文化財行政(基本目標 2「基本施策 3 文化・芸術の振興」)に係る 4 つの目標の達成に寄与することを目指す。なお、文化財行政(部門)と他の部門との連携により取り組む措置等もあり、ここに掲げている 4 つの目標以外についても、適宜、達成について考慮する。



【目標 4】

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



【目標 8】

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する。



【目標 11】

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



【目標 12】

生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守るよう、責任ある行動をとる。

資料：「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (仮訳)」外務省

表 1 第 6 次熊野町総合計画に位置付けているSDGsの目標

第 6 次 基本 目標 SDGs 17 の 目標	基本目標 1 誰もが元気で 健やかに暮ら せるまち	基本目標 2 学ぶ力と豊かな心を育むま ち 基本施策 3 文化・芸術の 振興	基本目標 3 活力と魅力に 満ちた元気な まち	基本目標 4 安心・安全で 快適に暮らせ るまち	基本目標 5 人と自然が調 和する美しい まち	基本目標 6 自立と協働 みんなで創る 持続可能なま ち
	○				○	○
	○					○
	○	○			○	○
	○	○	○			
	○	○		○		
				○	○	
				○	○	
	○	○	○	○		
				○	○	○
	○	○				
	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
				○	○	
				○	○	
					○	
	○	○		○		○
		○		○		○

第2節 計画の位置づけと計画期間

1 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づき作成するものである。

また、本町の最上位計画である「第6次熊野町総合計画（基本構想、基本計画）」と「第2期熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、及び教育分野の上位計画である「第2次熊野町教育大綱」を踏まえるとともに、「広島県文化財保存活用大綱」を勘案して作成した。

なお、作成にあたっては、「熊野町都市計画マスタープラン」、「熊野町緑の基本計画」等の関連計画と整合・反映を図った。

このようにして作成した本計画は、本町の文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランとなる。

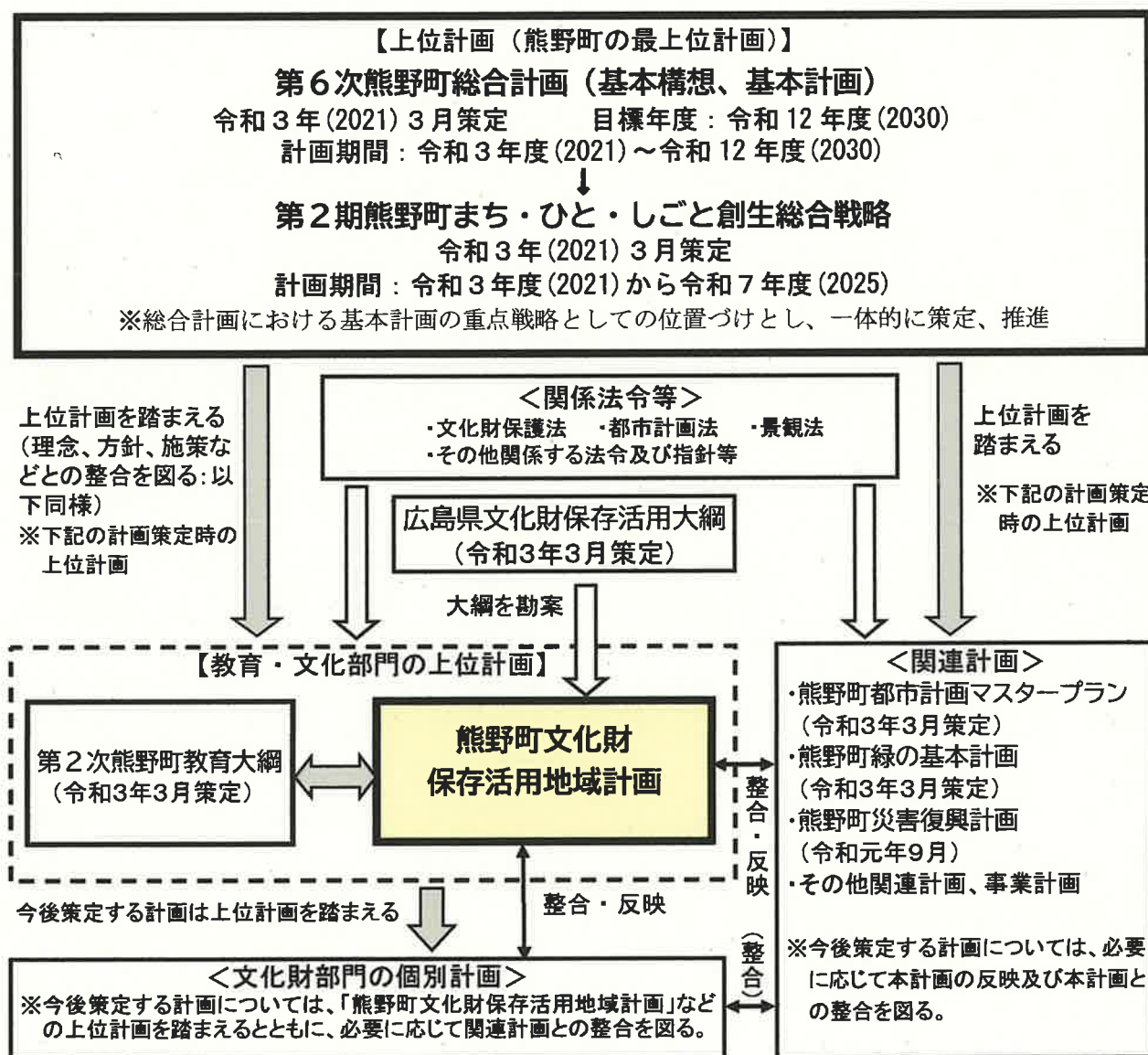


図3 上位計画・関連計画と本計画との関係

2 上位計画・関連計画

(1) 上位計画

<熊野町の最上位計画>

ア 第6次熊野町総合計画

本町の行政全体の最上位計画である第6次熊野町総合計画は、目指すべき町の将来像として「ひと まち 育む 筆の都 熊野」を掲げ、その実現に向けて実施する施策や事業の体系を示すとともに、まちづくり全体や各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的として、令和3年(2021)3月に策定した。

本総合計画は、基本構想、熊野町総合戦略、基本計画、熊野町国土強靱化地域計画及び実施計画により構成している。計画期間は、基本構想及び基本計画については10年間とし、そのうち基本計画については、令和3年度(2021)から令和7年度(2025)を前期、令和8年度(2026)から令和12年度(2030)を後期としている。

文化財に関しては、基本計画の基本目標2、基本目標3及び基本目標5の中で次のような具体的施策を設定している。

基本目標2「学ぶ力と豊かな心を育むまち」

基本施策3 文化・芸術の振興

具体的施策4 文化財等の保護と継承

基本目標3「活力と魅力に満ちた元気なまち」

基本施策3 観光の振興

具体的施策1 筆の里工房の魅力アップ

具体的施策3 魅力ある観光・交流の推進

基本施策5 熊野筆ブランドの充実

具体的施策1 熊野筆ブランドの振興

基本目標5「人と自然が調和する美しいまち」

基本施策5 美しい景観の形成

具体的施策1 良好な景観の創出と保全

イ 第2期熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく市町村ごとの総合戦略であり、本町においては第1期(平成27年度～令和元年、令和元年7月に改訂し1年計画期間延長)に引き続き、令和3年(2021)3月に総合計画と一体的に策定した。計画期間は、令和3年度(2021)から令和7年度(2025)までの5年間である。

この計画では、重点戦略として5つの項目を掲げるとともに、総合計画と取り組みを共有したうえで、共通の重点目標達成指標を設定している。

文化財に関しての直接的な言及はないものの、「確かな地域ブランドづくり」の項目において、熊野筆等の活用による地域づくりを明記している。

<教育・文化部門の上位計画>

ウ 第2次熊野町教育大綱

第2次熊野町教育大綱は、「第6次熊野町総合計画」を踏まえたうえで、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として、「熊野町教育大綱」に引き続き定めるものであり、令和3年(2021)3月に策定した。

計画期間は、令和3年度(2021)～令和7年度(2025)の5年間で、基本理念を「学ぶ力と豊かな心を育むまち」とし、総合計画で掲げる将来像や本大綱の基本理念を実現するため、4つの基本施策を掲げている。

文化財に関連するものとしては、次のように設定している。

基本施策1 学校教育の推進

5 ふるさと教育の推進

- ・地域の歴史・文化の継承、農業・ボランティア体験など、地域ならではの魅力の伝播や創意工夫した地域学習を推進します。

基本施策2 生涯学習の振興

3 生涯学習施設の整備・有効活用

- ・図書館や公民館等において、デジタル技術を積極的に活用して、生涯教育の充実を図るとともに、リモートによる学習機会の確保などに努めます。
- ・公民館等の老朽化に対応した施設改修や設備の更新を計画的に進め、機能の維持に努めるとともに、各館の連絡調整を図ります。

基本施策3 文化・芸術の振興

3 文化活動の推進

- ・くまのみらい交流館、町民会館、図書館など、施設の性格を生かしたネットワーク化を推進し、有効な活用を図ります。

(2) 関連計画

ア 熊野町都市計画マスタープラン

熊野町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、令和3年(2021)3月に策定した。目標年次は、令和12年(2030)である。

このマスタープランは、土地利用や道路、公園、下水道等の整備、自然環境の保全など、長期的視点に立った望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画であり、今後の都市計画の見直しや都市施設の整備を進める上での指針となるものである。

文化財に関しては、まちづくりの目標3「活力・魅力に満ちあふれるまちづくり」、分野別の基本方針「魅力あふれる景観形成の方針」において、次のように方針等を設定している。

まちづくりの目標3「活力・魅力に満ちあふれるまちづくり」

(2) 魅力あふれる景観形成の方針

2) 都市づくりの基本方針

<目印をつくる>

- ・神社仏閣等の歴史的・文化的資源の保護・活用を図るとともに、平谷交差点や阿戸別れ等の主要な交差点においては、地域のシンボルとなる景観づくりを推進します。

<まちの核をつくる>

- ・筆の里工房周辺においては、熊野筆や神社仏閣等の地域の歴史・文化を感じさせる街並みの保全・活用を図り、自然と一体的な歴史文化拠点の形成を推進します。
- ・深原地区公園や呉地ダム周辺、筆の里工房周辺などのみどり・文化の拠点においては、人・文化・緑とのふれあいの場としての整備・保全・維持・活用を図ります。

す。

また、地域別構想において中央地域では、取組方針「身近な緑地空間の育成と自然環境の保全」のなかで、「榑山神社や大年神社の社叢等、市街地内の緑地や文化財、緑化された公共施設及び緑の核、地域内の山林、河川とのネットワーク化を図り、緑の豊かな環境づくりを進めます。」としている。

イ 熊野町緑の基本計画

熊野町緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために、市町村で定めるものであり、令和3年(2021)3月に策定した。目標年度は、令和12年度(2030)である。

文化財に関しては、基本方針1「緑を守る」及び基本方針3「緑を生かす」において、次の施策等が関連している。

基本方針1「緑を守る」

個別施策⑤ 歴史的風土を有する緑地の保全

- ・市街地に隣接する斜面緑地や市街地に楔状に入り込む緑地のうち、自然環境が特に良好な地区や歴史的資源を有する地区や、歴史的風土を有する土岐城山一帯の自然緑地、町域内でも高い植生自然度となっているアラカシ群落を有する熊野東中学校後背地の緑地については、市街地の風致を維持するため、新たな保全・活用策を検討します。
- ・地域における自然的景観等に寄与している良好な樹林地、屋敷林や生垣並びに巨樹等については、今後とも保存を図る必要があり、保存樹・保存樹林の指定を検討します。

基本方針3「緑を生かす」

個別施策① 人と自然のふれあいの場づくり

- ・市街地周辺に点在する史跡・文化財の保全機能を有する緑地や風土特性を有する重要な緑地の保全を前提として、自然との共生や保全型の整備によるレクリエーション地を土岐城山及び呉地ダム周辺に位置づけ、緑の拠点としての活用を図ります。

(3) 広島県文化財保存活用大綱

広島県文化財保存活用大綱は、文化財保護法第183条の2第1項の規定による法定計画であり、令和3年(2021)3月に策定されている。文化財に係る広島県の「目指す将来像」の実現に向けた基本的な方向性や取組方針である。また、本大綱は、広島県が広島県域の所有者、保持者、保持団体、管理責任者、管理団体その他関係者ととともに各種取組を進める上での指針である。

目指すべき将来像に、「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」を掲げ、その実現に向けて行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、防災・災害発生時の対応、その他の県の取組、文化財の保存・活用の推進体制について記載されている。

文化財の保存・活用を図るために講じる措置では「1 文化財所有者等への支援の充実

を図る。」、「2 文化財の調査と把握に努め、指定その他の保護措置を図る。」、「3 文化財の新たな活用策を積極的に推進する。」、「4 情報発信と普及啓発の充実を図る。」、「5 広域的な取組を積極的に推進する。」、「6 市町に対する支援を積極的に推進する。」、「7 県民を対象とする人材育成と資質向上の取組を推進する。」、「8 防災、災害発生時の対応の充実を図る。」があげられている。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度(2024)から令和15年度(2033)の10年間とする。

10年間は長期にわたるため、10年間の3期に分け、前期・中期・後期として措置の実施時期を設定する。

それぞれの期間において、本計画に位置づけた措置や体制整備等の点検・検証を行うとともに、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方を取り入れ、その結果を措置の実施や充実・見直しに役立てる。

点検・検証の結果、認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である(文化財保護法第183条の4)。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- ・計画期間の変更
- ・市町村(熊野町)の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

なお、軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、広島県及び文化庁へ情報提供することとする。

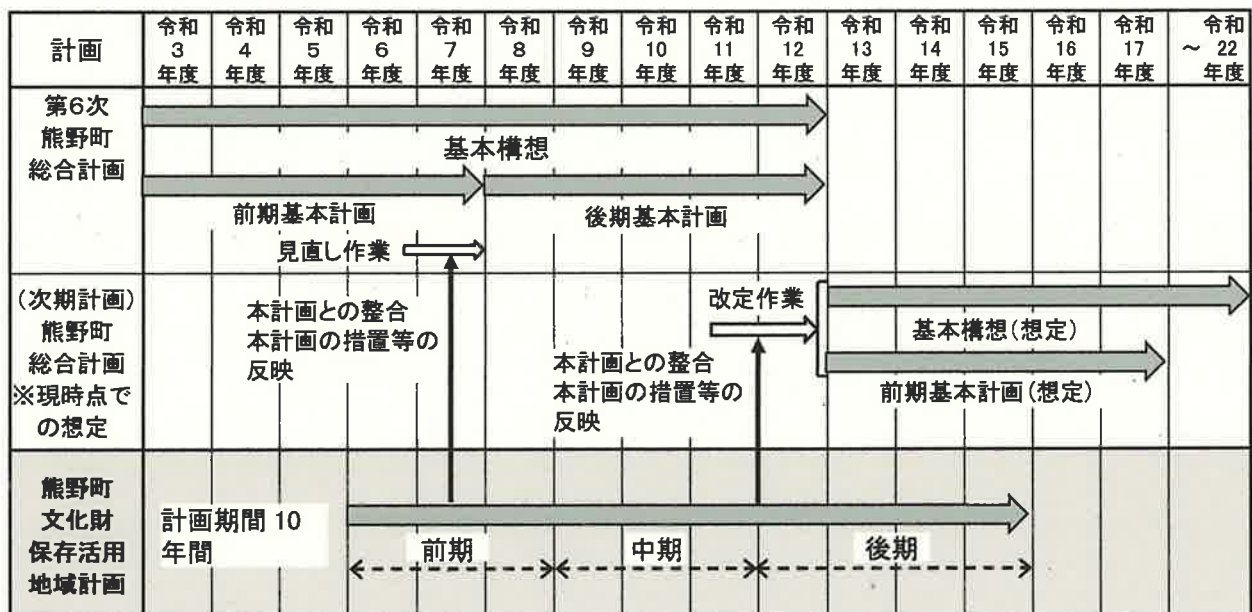


図4 本計画の計画期間（総合計画との関係）